

頁	改 正	現 行																																																		
P124	<p>〔第2節 開発許可の技術基準（法第33条）〕 開発許可における技術基準（法第33条）の適用等</p> <table border="1" data-bbox="140 282 619 454"> <tr> <td rowspan="4">法第43条</td> <td>①自己居住用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②自己業務用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③非自己用(①②以外)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④第一種特定工作物</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </table>	法第43条	①自己居住用	—	—	—	—	○	②自己業務用	—	—	—	—	○	③非自己用(①②以外)	—	—	—	—	○	④第一種特定工作物	—	—	—	—	○	<p>〔第2節 開発許可の技術基準（法第33条）〕 開発許可における技術基準（法第33条）の適用等</p> <table border="1" data-bbox="834 282 1313 454"> <tr> <td rowspan="4">法第43条</td> <td>①自己居住用</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②自己居住用</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③非自己用(①②以外)</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④第一種特定工作物</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	法第43条	①自己居住用	—	×	×	×	○	②自己居住用	—	○	△	○	○	③非自己用(①②以外)	—	○	△	○	○	④第一種特定工作物	—	○	△	○	○
法第43条	①自己居住用		—	—	—	—	○																																													
	②自己業務用		—	—	—	—	○																																													
	③非自己用(①②以外)		—	—	—	—	○																																													
	④第一種特定工作物	—	—	—	—	○																																														
法第43条	①自己居住用	—	×	×	×	○																																														
	②自己居住用	—	○	△	○	○																																														
	③非自己用(①②以外)	—	○	△	○	○																																														
	④第一種特定工作物	—	○	△	○	○																																														
P218 20行目	<p>〔運用上の留意点〕 ア 緩衝帯の配置 (ウ) 次に掲げる開発行為にあつては、開発区域の周辺への影響を考慮し、幅員2mの緩衝帯を配置するものとする。 a 大規模流通業務施設、バスの事業所等大型車の出入りが多い施設の建築を目的とした開発行為 b 夜間にも車両の出入りがある施設の建築を目的とした開発行為</p>	<p>〔運用上の留意点〕 ア 緩衝帯の配置 (ウ) 次に掲げる開発行為にあつては、開発区域の周辺への影響を考慮し、幅員2mの緩衝帯を配置するものとする。 a 工場の建築又は第一種特定工作物等の建設を目的とした1ha未満の開発行為のうち、周囲に騒音、振動等をもたらすおそれのあるもの。 b 大規模流通業務施設、バスの事業所等大型車の出入りが多い施設の建築を目的とした開発行為 c 夜間にも車両の出入りがある施設の建築を目的とした開発行為</p>																																																		
P235 P345	<p>〔法第34条第1号の基準〕 別表第1（基準第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="153 913 775 1055"> <tr> <th colspan="3">公共公益施設</th> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園</td> <td>社会福祉施設等</td> <td>診療所及び助産所</td> </tr> </table> <p>注4) 「小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園をいう。</p>	公共公益施設			小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園	社会福祉施設等	診療所及び助産所	<p>〔法第34条第1号の基準〕 別表第1（基準第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="850 913 1473 1055"> <tr> <th colspan="3">公共公益施設</th> </tr> <tr> <td>小学校、中学校及び幼稚園</td> <td>社会福祉施設等</td> <td>診療所及び助産所</td> </tr> </table> <p>注4) 「小学校、中学校及び幼稚園とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校及び幼稚園をいう。</p>	公共公益施設			小学校、中学校及び幼稚園	社会福祉施設等	診療所及び助産所																																						
公共公益施設																																																				
小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園	社会福祉施設等	診療所及び助産所																																																		
公共公益施設																																																				
小学校、中学校及び幼稚園	社会福祉施設等	診療所及び助産所																																																		
P321 10行目	<p>〔第3節 市街化調整区域における建築等の制限(43条)〕 基準第11条は削除</p>	<p>〔第3節 市街化調整区域における建築等の制限(43条)〕 (法第43条第1項の許可) <u>基準第11条</u> 自己の居住の用に供する住宅の建築行為以外の建築行為に係る法第43条第1項の許可は、令第36条に規定する基準を満たす外、法第33条第1項第2号に規定する基準を勘案して支障がないと認められる場合に行うものとする。</p>																																																		
P325 7行目	<p>〔運用上の留意点〕 (2) 許可要件 イ 技術要件 令第36条第1項第1号において、建築許可の際の技術基準（排水施設及び宅地の安全性）を定めている。</p>	<p>〔運用上の留意点〕 (2) 許可要件 イ 技術要件 令第36条第1項第1号において、建築許可の際の技術基準（排水施設及び宅地の安全性）を定めている。その他に、基準第11条で法第33条第1項第2号の道路等の基準も勘案して支障がないような設計になっていなければならないとされている。</p>																																																		
P337 13行目	<p>〔第3節 栃木県開発許可等審査基準〕 第11条及び第12条 削除</p>	<p>〔第3節 栃木県開発許可等審査基準〕 (法第43条第1項の許可) <u>第11条</u> 自己の居住の用に供する住宅の建築行為以外の建築行為に係る法第43条第1項の許可は、令第36条に規定する基準を満たす外、法第33条第1項第2号に規定する基準を勘案して支障がないと認められる場合に行うものとする。 <u>第12条</u> 削除</p>																																																		
P344 追加	<p>〔第3節 栃木県開発許可等審査基準〕 附 則 1 この基準は、平成28年4月1日から適用する。 2 この基準の適用の際現に申請がなされているものについては、なお従前の例による。</p>																																																			